

レンタルのニッケン 自走式建設機械・高所作業機械 搭乗者災害見舞金規定

■搭乗者災害見舞金・内容

レンタル期間中に下記のレンタル対象機械の搭乗者（運転者を含む）「以下、対象者と称する」が、偶然な事故によって死亡もしくは規定の後遺障害を被った場合に下記の見舞金が支払われます。

■見舞金

死亡見舞金	（1名につき）	100万円
後遺障害見舞金	（1名につき）	3～100万円

死亡見舞金

対象者が傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときにお支払します。

後遺障害見舞金

対象者が傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときにお支払します。
（後遺障害見舞金の支払割合は、別表の「後遺障害見舞金 支払区分規定表」のとおり）

■見舞金を受けられる対象機械

登録ナンバー無しの自走式建設機械類、高所作業機械類

掘削機、押ブル、不整地運搬車、クローラダンプ、クローラクレーン、フォークリフト、その他自走式建設機械、高所作業車、アップスター 等

■見舞金をお支払する先

見舞金をお支払する対象先は、対象者、または対象者の法定相続人です。

■見舞金制度の適用されない主な場合

1. お客様又は使用者等の故意・重過失・自殺行為・犯罪行為・法令違反による損害
2. 戦争、変乱、暴動、騒じょうによる損害の場合
3. 地震、噴火、津波による損害の場合
4. 核燃料物質等により生じた損害の場合
5. 事故現場から警察への届出を怠った（事故証明がない）場合
6. 事故現場から営業所への連絡を怠った場合
7. レンタル期間を無断延長して、事故を起こした場合
8. 酒酔い、無免許、薬物等を服用して、事故を起こした場合
9. お客様申込登録カード・レンタル利用約款・レンタカー貸渡約款・ニッケン総合セーフティサービス除外規定の条項に違反して使用した場合

■事故発生時のご注意事項

事故が発生した場合には、レンタルのニッケンの営業所へご連絡願います。

見舞金ご請求に際して、対象者本人、またはその法定相続人、または事業主様等より以下の書類をご提出頂きますので、予めご了承願います。書類はご提出されない場合は見舞金をお支払できませんのでご注意ください。

- 1) 診断書（診断書代は、見舞金の請求者のご負担となります。）
- 2) 政府労災補償が認定された場合は、労災事故の届出書類の写し
- 3) その他、必要に応じて当社が求める書類

以上

後遺障害見舞金 支払区分規定表

1. 眼の障害

- (1) 両眼が失明した場合 ----- 100%
- (2) 1眼が失明した場合 ----- 60%
- (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合 ----- 5%
- (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合 ----- 5%

2. 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失った場合 ----- 80%
- (2) 1耳の聴力を全く失った場合 ----- 30%
- (3) 1耳の聴力が50 cm以上では通常の話声を解せない場合 ----- 5%

3. 鼻の障害

- (1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合 ----- 20%

4. 咀嚼しゃく、言語の障害

- (1) 咀嚼しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合 ----- 100%
- (2) 咀嚼しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合 ----- 35%
- (3) 咀嚼しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合 ----- 15%
- (4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合 ----- 5%

5. 外貌ぼう（顔面・頭部・頸けい部をいう。）の醜状

- (1) 外貌ぼうに著しい醜状を残す場合 ----- 15%
- (2) 外貌ぼうに醜状を残す場合 ----- 3%

6. 脊せき柱の障害

- (1) 脊せき柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合 ----- 40%
- (2) 脊せき柱に運動障害を残す場合 ----- 30%
- (3) 脊せき柱に変形を残す場合 ----- 15%

7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害

- (1) 1腕または1脚を失った場合 ----- 60%
- (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合 ----- 50%
- (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合 ----- 35%
- (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合 ----- 5%

8. 手指の障害

- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合 ----- 20%
- (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合 ----- 15%
- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合 ----- 8%
- (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合 ----- 5%

9. 足指の障害

- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合 ----- 10%
- (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合 ----- 8%
- (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合 ----- 5%
- (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合 ----- 3%

- 10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合 ----- 100%